



{漆の定義}

(漆液の定義)

- (1) ウルシ科ウルシ属植物の樹皮に傷を付けた時、油中水滴形のエマルジョンで分泌する樹液で、常温で乾燥硬化するものをいう。
- (2) その主成分の化学的構造が、カテコールの3の位置にC15、もしくはC17、または4の位置にC17の直鎖アルケニル基が付いたもので、他に水分、水溶性多糖類（ゴム質）、糖タンパク（含窒素酸化物）、及び少量のラッカーゼで構成されているものをいう。
- (3) その乾燥機構が焼き付けなどの人為的なものを除いて、常温のもとで初期において酵素ラッカーゼの働きにより乾燥するものをいう。

(荒味漆及び濾上げ生漆)

荒味漆・・・漆液の定義にしたがい、樹木から採った状態のままの樹液をいう。

濾上げ生漆・・・荒味漆から樹皮やごみなどの夾雑物を取り除いたものをいう。

(精製漆の表示と定義)

- (1) 透無油精製漆 荒味もしくは濾上げ生漆を原料として分散、脱水、濾過したものをいう。
- (2) 黒無油精製漆 荒味もしくは濾上げ生漆を原料として、例えば鉄などの着色剤を加えて着色し、分散、脱水、濾過したものをいう。
- (3) 透有油精製漆 荒味もしくは濾上げ生漆に、天然の乾性油などや天然の乾性油に天然のロジンなどの混合物を添加、分散、脱水、濾過したものをいう。
- (4) 黒有油精製漆 荒味もしくは濾上げ生漆に、例えば鉄などの着色剤を加えて着色し、天然の乾性油などや天然の乾性油に天然のロジンなどの混合物を添加、分散、脱水濾過したものをいう。
- (5) 梨子地漆 (1) 及び (3) に着色剤として天然のガンボーシ（藤黄）を加えて、分散、脱水、濾過したものをいう。

危険有害情報

1. 本品は「製造物責任法」の適用除外品である。但し、顔料と練った場合（通称「練漆」）は、加工品となるので、顔料の安全データシートを取ることを。
2. 危険有害性なし。但し、体質により皮膚に付着した時かぶれる場合がある。

一般的注意事項

1. 保存は高温多湿を避け、冷暗所での風通し良いところに保存すること。また、生活区域に近づけて置かない。
2. 使用前は、底から良く攪拌の上使用のこと。
3. 乾燥にあたっては、焼付けや戸外を除き雰囲気条件は下記（低温時高湿、高温時低湿）が望ましい。
4. 生漆については6ヶ月以上、精製漆については1年以上放置されたものについては、乾燥が大幅に落ちている可能性があるため、できるだけ新しい漆と混ぜて使うこと。
5. 耐候性がよくないので、紫外線に暴露されるところに塗る場合は不適切であることを依頼先に充分説明のこと。
6. 乾燥時、熱を発生するので、特に漆を濾した濾紙や拭漆の拭き取った布や紙などは乾燥するまで丸めたり固めて置かないこと。
温度が25℃以上、湿度が80%以上になった場合、自然発火する可能性が高くなるが、低温低湿でも固めておいたり密閉しておくと自然発火することがある。万一、火災が発生した場合は、消火に際しては、油用の消火器で消火すること。

かぶれに対する処置

1. 漆が皮膚に付着した場合は、ただちにサラダ油などでよく拭き取ること。
2. 目に入った場合はただちに水でよく洗浄し、専門医に診てもらうこと。
3. 漆に触れる前からかゆみを感じる人は、ただちに使用を止めること。
4. かぶれがひどくなる前に、専門医に相談すること。

* この書類は漆液に関する製品情報であり、保証するものではありません。
また、通常もしくは従来の使用方法を前提としています。